

令和2年5月5日
島根県防災部防災危機管理課
担当：桐田
電話：0852-22-5885

第6回島根県対策本部会議の開催結果について (緊急事態宣言の期間延長対応)

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和2年5月5日（火） 15：00～15：20

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、教育長、県警本部長、各部局長、防災部次長、関係課長
計23名

内 容：以下のとおり

1. 緊急事態宣言の期間延長について（防災部）

政府は、緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長することを決定。併せて、島根県のように感染の状況が厳しくない地域については、行動制限の緩和が示された（詳細は、別添のとおり）

2. 緊急事態宣言の期間延長に伴う県の対応について（防災部）

緊急事態措置延長に関する対応及び県有施設の再開の考え方について、別添のとおり説明

3. 知事指示事項

(1) 県民の皆さんへのお願い

①基本的な感染症対策の徹底

- ・「三つの密」を徹底的に避けること
- ・「手洗い」「咳エチケット」を徹底すること
- ・人との距離を適切にとること

②外出自粛

- ・不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいでの移動は、極力避けること
- ・現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、屋内運動施設等には、年齢等を問わず外出を自粛すること
- ・「三つの密」のある場には、これまでと同様、外出を自粛すること
- ・これ以外の自粛を求めない外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続すること

(2) イベントなど、催しものの主催者の方へのお願い

- ①感染者集団であるクラスターが発生するおそれがある催しものや、「三つの密」のある集まりを開催しないこと
- ②全国的かつ大規模な催しものの開催は、感染リスクの対応が整わない場合には、中止又は延期すること
- ③少人数の催しものを開催する場合には、自粛等求めないが徹底した感染防止対策を取ること

(3) 施設の管理者の方へのお願い

- ①施設においては、「入場者の制限や誘導」、「手洗いの徹底や手指の消毒設備の配置」、「マスクの着用の要請」などの対策を取ることを含め、「三つの密」を徹底的に避け、「室内の換気」や、「人と人との距離を適切にとること」などをはじめとして、基本的な感染対策を徹底すること
- ②施設に人が集まるおそれがあるときは、入場者の制限を行うなどして、「三つの密」を徹底的に避けること
- ③「三つの密」のある施設や、キャバレー、ナイトクラブ、カラオケ、ライブハウスなど全国的にクラスターが多数発生した施設については、状況に応じて休業などの使用制限の要請をすることがある

(4) 事業者の方へのお願い

- ①通勤に関して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を進めること
- ②職員同士の距離の確保、換気、消毒、テレビ会議の導入など、職場における感染防止のための取組を進めること

(5) 県立施設の対応

- ①「三つの密」を避ける対策等を講じた上で、準備が整った段階から再開
- ②ただし、県外客の流入が見込まれる施設、三密対策が困難な施設については、引き続き、5月31日まで休館
- ③なお、再開する施設については、5月8日までは休館を延長し、9日以降の施設ごとの再開時期や範囲、入場制限などの使用条件を決めた上で、5月8日に公表

(6) 県立学校（高等学校・特別支援学校）の対応要請

- ①県立学校については、県内の感染状況が未だ収束したとは言えないことから、子どもたちを感染から守るため、県教育委員会に対して、臨時休業の期間を、5月31日まで、延長するよう要請
- ②その際、地域の感染の状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、学校教育活動の再開に向けた「学びの環境づくり」を進めるよう要請
- ③ただし、県内24例目となる松江市内での感染事例について、感染拡大防止

のための調査が始まったばかりであることから、現時点では、松江市内の学校は、その対象から外すよう要請

以上（１）から（６）の取組は、本日現在のものであり、今後の状況により変更することがある。

4. 教育委員会の対応

- ・現在、全ての県立学校を、５月６日まで臨時休業としているが、要請のあったとおり、この臨時休業を、５月３１日まで延長する
- ・臨時休業の延長への対応として、健康観察、生活指導、学習課題の確認・指示等のための「分散登校日」を、松江と出雲市内以外の学校は、５月７日、８日に、出雲市内の学校は、５月１２日、１３日に、実施するよう計画する
- ・知事から要請のあった「学びの環境づくり」については、松江市内を除く全ての県立学校において、教科指導のための「分散登校」を、５月１８日から、計画的に実施する
- ・この間、本人や家族の健康や感染に不安のある児童・生徒は、登校する必要はなく、欠席扱いにならないことを周知する
- ・松江市内の県立学校については、現時点では、「分散登校」を行わないこととする
- ・高校や特別支援学校高等部の３年生は、進学や就職を控えている大事な時期ですので、特に学習支援に配慮するよう、各学校に情報提供するとともに、相談に応じるなどの支援を行う

5. 知事の追加指示事項

- ・県教育委員会の対応を受けて、全ての国立・公立・私立の幼稚園、小中学校、高等学校の設置者に対しても、原則、県立学校と同様の措置をとることを検討するよう依頼する
 - ・その際、密な状態を避けることが可能な小規模校においては、授業の再開を検討するなど、地域の実情に応じた対応を合わせて検討するよう依頼する

第6回島根県対策本部会議

(緊急事態宣言の期間延長対応)

日時：令和2年5月5日（火） 15：00～

場所：県庁6階 講堂

1. 緊急事態宣言の期間延長について

2. 緊急事態宣言の期間延長に伴う県の対応について

3. 知事指示事項

【配付資料】

資料1-1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (添付省略)

資料1-2 外出制限の緩和

資料2 緊急事態措置延長に関する対応

資料3 県有施設の再開の考え方

外出制限の緩和

1. 現状 5月6日まで（法第45条第1項、現在の基本的対処方針 三（3）①⑨⑩）

特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、（中略）**生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居住又はこれに相当する場所から外出しないこと**その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

- ・ 生活必需品の買い物や医療機関への通院、健康維持のための個人的運動、避けられない職場への出勤など、生活維持のために必要なものを除き、外出しないこと
- ・ 大型連休期間中には、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛

2. 延長後 5月7日から（法第24条第9項、変更後の基本的対処方針 三（3）1）②）

都道府県対策本部長は、（中略）公私の団体又は個人に対し、その区域に係る**新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請を**することができる。

- ・ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動は極力避ける
- ・ 現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、屋内運動施設（スポーツジム、スポーツ教室）等については、年齢等を問わず、外出を自粛
- ・ 「三つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛
- ・ これら以外の外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続

緊急事態措置延長に関する対応（案）

島根県対策本部決定

1. 緊急事態措置を講じる区域

県内全域

2. 緊急事態措置の実施期間

令和2年4月16日(木)から5月31日(日)までの46日間

3. 緊急事態措置の内容（5月7日以降）

県民に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、以下の4点を要請

- (1) 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けること
- (2) 現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、屋内運動施設（スポーツジム、スポーツ教室）等については、年齢等を問わず、外出を自粛すること
- (3) 「三つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛すること
- (4) これら以外の外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続すること

県有施設の再開の考え方（案）

1. 国の方針

- ・ 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項等に基づく施設の
使用制限の要請等については、感染大の防止及び社会経済活動の維持の観点
から、地域の実情に応じて判断を行うものとする（基本的対処方針 三（3）3）②）
- ・ クラスターの発生が見られない施設については、「入場の制限や誘導」「手洗
いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含
め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切
にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについ
て施設管理者に対して強く働きかけを行う（基本的対処方針 三（3）3）②）
- ・ 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的
少人数のイベント等については、リスクの態様に応じて適切に対応する（基本
的対処方針 三（3）3）②）
- ・ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん
延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。（基本的対処方針 三（3）1）②）

2. 考え方（案）

(1) 再開可否の判断

- ① 「三つの密」を避ける対策等を講じた上で、準備が整った段階から再開（比
較的少人数を想定した貸館業務に限定し再開するなど一部再開を含む）
- ② ただし、県外客の流入が見込まれる施設（別紙）及び三密対策が困難な施設
については、引き続き、5月31日（日）まで休館

(2) 再開する施設の公表

5月8日（金）までは休館を延長し、9日（土）以降の施設ごとの再開時期
及び範囲、入場制限などの使用条件については、5月8日（金）に公表

県外客の流入が見込まれるため休館（一部休館を含む）する施設

1. 全面休館

No.	施設名称	所在地
1	島根県立しまね海洋館 アクアス	浜田市久代町
2	県立三瓶自然館 サヒメル	大田市三瓶町多根
3	三瓶小豆原埋没林公園	大田市三瓶町多根
4	島根県立宍道湖自然館 ゴビウス	出雲市園町
5	島根県立青少年の家 サン・レイク	出雲市小境町
6	島根県立少年自然の家	江津市松川町太田
7	島根県立八雲立つ風土記の丘	松江市大庭町
8	島根県立古代出雲歴史博物館	出雲市大社町
9	島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設	雲南市木次町
10	島根県物産観光館	松江市殿町
11	竹島資料室	松江市殿町

2. 一部休館

No.	施設名称	所在地
1	島根県立海浜公園（キャンプサイト、ケビン村）	浜田市久代町
2	島根県立万葉公園（キャンプサイト）	益田市高津町
3	花ふれあい公園 しまね花の郷（本館、ガラス室）	出雲市西新町
4	島根県立美術館（企画展示室、展示室）	松江市袖師町
5	島根県芸術文化センター グラントワ（石見美術館）	益田市有明町